

## 須賀川市納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、須賀川市広告掲載要綱（平成26年7月1日施行。以下「要綱」という。）第5条及び第13条の規定に基づき、本市が納税通知書等を発送する際に用いる封筒のうち次に掲げる封筒（以下「納税通知書等送付用封筒」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 固定資産税・都市計画税納税通知書等送付用封筒
- (2) 軽自動車税（種別割）納税通知書等送付用封筒
- (3) 個人市・県民税及び森林環境税（普通徴収）納税通知書等送付用封筒

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告掲載 要綱第3条第2号に規定する広告掲載をいう。
- (2) 広告主 広告媒体に広告掲載をするものをいう。
- (3) 掲載内容 広告掲載のために使用される表現、文言、デザイン、色使い等をいう。
- (4) 広告料 広告主が、広告掲載の対価として市に支払う料金をいう。

### (広告掲載の基準)

第3条 納税通知書等送付用封筒に掲載する広告は、要綱第4条第1項各号に該当せず、かつ須賀川市広告掲載基準（平成26年7月1日施行）に定める基準に適合するものでなければならない。

### (広告掲載の位置等)

第4条 広告の掲載位置、規格、表示方法、掲載条件等は、募集の都度、市長が仕様書で定めるものとする。

### (契約の方法)

第5条 広告掲載に係る契約は、一般競争入札の例によるものとする。ただし、落札者となるべき同価の見積をしたものが2人以上あった場合は、要綱第6条の規定により随意契約によるものとすることができる。

2 広告掲載に係る募集最低価格は、その都度定めるものとする。

### (広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、市長がその期間及び対象、位置、枠数、掲載条件等を決定の上、広報すかがわ又は市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

### (広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載しようとする者は、須賀川市納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を市長が定める日までに提出しなければならない。

2 申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 須賀川市納税通知書等送付用封筒広告掲載見積書（第2号様式）

- (2) 広告原稿又は掲載内容を明らかにした広告案
  - (3) 事業者にあっては、その事業の概要が分かる書類
  - (4) 資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証する書類の写し
  - (5) 前各号掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
- 3 市長は、前項第2号の書類に不適切な掲載内容が含まれると判断した場合は、期間を定めて、修正を求めることができる。
- 4 申込書を提出した者が前項の修正に応じない場合は、広告掲載の申込みを取り下げたものとみなす。

(広告掲載に係る審査及び入札等)

第8条 市長は、申込書を提出した者（前条第4項の規定により広告掲載の申込みを取り下げたものとみなされた者を除く。以下「申込者」という。）があったときは、第3条に定める基準により、申込者及び掲載内容について審査を行う。

- 2 入札は、前項の審査により資格要件を満たしていると認められる申込者を入札者として行う。
- 3 入札者のうち、募集最低価格以上で、最も高い申込価格を提示した者を落札者とする。
- 4 落札者となるべき同価の申込価格を提示した者が2人以上あった場合は、要綱第6条の規定による優先順位が高い者を落札者とする。
- 5 前項の場合において、落札者となるべき優先順位に該当する者が2人以上あった場合は、抽選により落札者を決定する。
- 6 市長は、落札者が決定したときは、その結果を速やかに申込者に通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、落札者となった申込者に対しては須賀川市納税通知書等発送用封筒広告掲載決定通知書（第3号様式。以下「掲載決定通知書」という。）をもって、落札者以外の申込者に対しては須賀川市納税通知書等発送用封筒広告非掲載決定通知書（第4号様式）をもってするものとする。

(広告契約の締結)

第9条 掲載決定通知書を受けた申込者は、広告主として広告掲載に係る契約（以下「広告契約」という。）を市長と締結するものとする。

- 2 広告契約は、須賀川市納税通知書等送付用封筒広告掲載契約書（第5号様式）をもってするものとする。
- 3 市長は、広告契約を締結後に事情変更等により、掲載内容が第3条の規定に抵触し、又は抵触するおそれがあると認めたときは、広告主に対し、掲載内容の変更を求めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を自らの負担で作成し、第8条第6項の通知の日から7日以内に市長が指定する方法により提出するものとする。

(広告料の納付)

第11条 広告主は、市長が指定する日までに広告料を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りではない。

(封筒の発送時期及び発送数)

第12条 広告を掲載した封筒の発送日は、納税通知書送付用封筒の種類ごとに市長が仕様書で定めるものとする。

2 広告を掲載した封筒の発送数は、仕様書で定める納税通知送付用封筒の種類ごと印刷した数量以内で市が使用した数とする。

(広告契約の解除等)

第13条 広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告契約を解除する。

- (1) 第9条第1項の広告契約の契約書の条項に反したとき。
- (2) 第9条第3項の規定による市長の要求に応じないとき。
- (3) 第10条の規定にかかわらず広告原稿を提出しないとき。
- (4) 要綱第9条各号のいずれかに該当したとき。

2 前項の規定による広告契約の解除又は要綱第9条の規定による広告掲載の取消しがあった場合、市長は、第8条第6項に規定する落札者となった申込者以外の申込者のうち募集最低価格以上で最も高い申込価格を提示した者と契約することができるものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の掲載までに掲載内容が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、掲載内容に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の措置を講じなければならない。

2 広告主は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

3 広告主は、その広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

5 広告主は、市税を完納しているものでなければならぬ。(納期末到来分は除く)

(申込み停止)

第15条 第8条第6項の落札者となった申込者が広告掲載を辞退したとき、又は広告主が第13条第1項各号のいずれかに該当したときは、当該申込者又は広告主は、申込書を提出した当該年度において第7条の規定による申込みを行うことができないものとする。

(返還広告料に対する利子)

第16条 要綱第10条の規定により返還する広告料には利子を付さない。

(管轄裁判所)

第17条 広告掲載に関する訴えの提起等は、須賀川市の所在地を管轄する裁判所に行うも

のとする。

(広告審査)

第18条 第8条第1項の審査は、広告を募集又は掲載しようとする所管部署において審査を行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は事前に政策推進会議に付議する。

2 前項の場合においては、管財係長、行政管理課長補佐及び行政管理課長を経て、総務部長に合議しなければならない。

3 第1項における審査は、広告掲載審査票（第1号様式）により行うものとする。

(庶務)

第19条 審査の庶務は、財務部税務課において行う。

(補則)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月16日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年10月31日から実施する。